

■募集案件の概要

募集案件	大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例(案)に対する意見募集について
募集期間	令和7年12月1日(月)から令和8年1月5日(月)
意見者数	17名

No.	ご意見	回答
1	<p>①子どもの意見表明の場を制度化すること</p> <p>第9条2項で「子どもの意見を尊重し、これを聴き取るとともに」について逐条解説では【子どもを教育の振興に関する施策の「対象」ではなく「主体的な当事者」として位置付け、意見表明権を尊重することを示しています。】と記述されているが、その方法は明記されていないため、実効性が弱いと感じる。</p> <p>『子どもが意見を出せる場』や『中高生が主体的に参画できる「子ども教育会議」(仮称)などの常設機関を設けること』などを明文化することにより、子ども基本法が重視する意見表明権を条例でも担保でき、子供たちの現場の声が施策に反映されやすくなると思う。</p> <p>②市の支援メニュー（人的支援・家庭教育支援・地域活動支援）を条例または施行規則で明確にすること</p> <p>第4条3項について逐条解説では、家庭教育支援・地域助成・スクールソーシャルワーカー配置など例示があるが、条例本文では抽象的。</p> <p>支援内容の方向性を条例本文に書き込むか、少なくとも施行規則で明示するや、家庭・地域・学校園それぞれに対する支援メニューの最低基準を示す。</p> <p>特に「人的支援（SSW・SC・教育支援員）」の継続確保を明文化することで、理念だけでなく運用方針を明確にすることで、継続性と実効性を確保できると思う。</p> <p>③施行後の「評価と見直し」の仕組みを追加</p> <p>条例案にも逐条解説にもP D C Aが存在しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例施行後、数年ごとに実施状況を検証する評価制度の導入 子ども・保護者・市民のアンケートを評価に必ず反映すること 評価結果を公表し、必要に応じて条例や施策を見直す仕組みを作る <p>などを行うことにより、理念型条例でも評価制度があることで、持続的な改善が可能になると思う。</p>	<p>① 本条例第9条第2項では、子ども基本法の趣旨を踏まえ、子どもを教育の振興に関する施策の「対象」ではなく「主体的な当事者」として位置付け、子どもの意見を尊重し、これを聴き取ることを基本的な考え方として明確にしています。子どもの意見表明権を尊重することに加え、保護者や市民の意向とあわせて的確に把握し、教育施策に適切に反映させていくことで、子どもをはじめとする多様な主体が参画する仕組みを整えていきたいと考えています。</p> <p>具体的な手法や形態については、子どもの発達の過程や施策の内容に応じて柔軟に対応することが重要であることから、本条例に基づいて実施する各種施策の中で、子どもの声を的確に聴き取り、施策に反映させる取組を進めていきます。</p> <p>② 第4条第3項では、市が保護者、市民及び学校園がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うことを市の責務として位置付けています。家庭教育に関する相談体制の整備、地域活動への支援、学校園における人的配置などを通じて、条例の実効性を高めていきたいと考えており、これらは本市が教育の振興を進めるうえで重要な支援の方向性を示すものです。</p> <p>具体的な支援内容や実施方法については、社会状況や子どもを取り巻く環境の変化を踏まえつつ、本条例に基づく施策の中で整理し、継続的かつ効果的な支援につなげていきたいと考えています。</p> <p>③ 本条例は、第4条において、市が教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定・実施する責務を負うことを明らかにするとともに、第9条において、意見の把握と施策への反映を重視する考え方を示しています。パブリックコメントの実施やアンケート調査等を通じて意見を聴取し、施策に反映させてことで、理解と協力を得ながら教育の振興を進めていきたいと考えています。</p> <p>これらの考え方を踏まえ、本条例に基づいて実施する施策については、その実施状況や効果を検証し、必要に応じて見直しを行うことにより、教育施策の充実と改善につなげていきたいと考えています。</p>

No.	ご意見	回答
2	<ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法には、中立性がのべられているが、市の条例案には、入っていないので中立性を必ず入れて欲しいです。 ・子どもたちが、自由で解放された学校で、のびのびと学び、人とつながり成長してくれることが私の願いです。それが侵されることに危惧を感じています。 <p>例えば、卒業式や入学式での子どもたちを主人公にした式と真逆の日の丸・君が代の強制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども同士が触れ合い、集団作りが出来るという遠足が「万博遠足」にほぼ強制的に行くことになった事など…。もっと学校が子どもが先生達に愛され大切にされる教育を望みます。そのために首長や行政が教育の独自性を侵害し、中立性を脅かすことは、あってはならないと思います。是非、条例に独自性と中立性を守ることを明記することを強く強く要望します。 <p>子どもの「ノー」を成長と喜び、ちゃんと真正面から向き合い、しっかり話をすることを忙しくても心がけたいものだと、痛感しています。本来の幼児教育は、外遊びや友だちとの交流を通じ、子どもの好奇心や発想を引き出すこと。「育ちなおし」とは、傷つき、つまずいた子が苦しみの中で、新たな自分と出会いまた歩み出すこと。</p> <p>育ちなおしは、ゼロからのやり直しではありません。もつれをほどく条件があれば、子どもはいいところがぐんぐん伸びて行きます。</p> <p>私達の宝である全ての子どもたちがひとり一人の夢に向かって楽しく歩いていける大阪狭山市であって欲しいと、望みます。よろしくお願い致します。</p>	<p>本条例は、教育基本法をはじめとする関係法令の趣旨を踏まえつつ、本市における教育の振興を、家庭・地域・学校園・市が連携し、社会総がかりで進めていくための基本理念を明らかにするものです。</p> <p>第3条に定める基本理念では、人格と個性の尊重、多様なあり方を認め合いながら学びあうこと、主体的なつながりを育むことなどを掲げており、子ども一人ひとりが安心して学び、成長できる環境を大切にする考え方を条例の根幹に据えています。これは、特定の価値観や考え方を一方的に押し付けることなく、教育が本来持つ自律性や多様性を尊重しながら進めていく姿勢を示すものです。</p> <p>また、第7条においては、学校園が子どもの成長や発達の過程に応じて主体的に学ぶことができる環境づくりに努めることを明らかにするとともに、安心して学び育つことができる環境の確保を求めています。</p> <p>さらに、第9条第2項では、子どもを教育の振興に関する施策の「主体的な当事者」と位置付け、子どもの意見を尊重し、これを聞き取ることを明記しています。子どもの「声」や「思い」を丁寧に受け止め、成長の過程として向き合っていくことは、本条例がめざす教育の在り方と軌を一にするものです。</p> <p>本条例は、教育の現場の創意工夫や専門性を尊重しながら、子どもが自由に学び、人とつながり、健やかに成長していくことを支えるための基本的な考え方を示すものです。今後は、この条例の理念を踏まえ、具体的な施策や取組の中で、教育の中立性や独自性が十分に尊重されるよう努めていきます。</p>
3	<p>今回の条例作成に当たり、教育委員会の旧条例が6月の議会で提出された中身を、市民のパブリックコメント、教育委員の声を生かして、中身がわかりやすい内容の条例になったことは高く評価します。さらに次のことを願って…。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の中立性が旧条例よりも明らかになっているが、条例の中に言葉として入れてほしい。 ・今、子どもの小中学校共に不登校が増えている現実が、市民としても心悩まされています。その要因はどこにあるのか?一人ひとりの子どもにより違っているでしょうが、色々な問題が生じた時、教師は、親の育て方を、保護者は教師がていねいに指導してくれていないと対立する。信頼関係がこわれてしまします。教師を増やし、子どもをまん中にして保護者との話し合える場が求められます。保護者の役割の表現を見直してほしい。 ・楽しい学校づくり、教育力を高めることも、何より子どもとかかる教師が元気に生き生き働ける学校が必須です。子どもに寄り添える教育の専門性を發揮し、教育委員会や校長にも意見や考えが出来る民主的な関係性が大切だと思います。この条例がその役割を果たせるものに…。 ・今、子どもの評価が学力のみに向けられている。教育で育つのは、それだけではなく、人間としてどう育っているかです。教師も保護者も大切にすることを共有して子どもと接していく中身であってほしい。 ・この条例により一人ひとりの子どもが笑顔で登校し、楽しい学校になれば、不登校が減ることでしょう。まず、市民、子ども、教師の信頼関係が生まれることを切に願っています。 ・本条例のテーマ通り、教育は、未来を輝かせるすばらしい営みです。子どもたちの成長を喜び合い、よりよい発達を支えあって育てていきたいものです。 	<p>本条例は、教育基本法や子ども基本法の趣旨を踏まえ、本市における教育の振興を、家庭・地域・学校園・市が連携し、社会総がかりで進めていくための基本理念を明らかにするものです。</p> <p>第3条の基本理念では、人格と個性の尊重や多様性を認め合うことを掲げており、特定の価値観に偏ることなく、子ども一人ひとりの育ちを大切にする教育の在り方を示しています。また、第7条では、学校園が子どもの成長や発達に応じて主体的に学べる環境づくりに努めることとしており、教育の専門性や自律性が尊重されることを前提としています。</p> <p>不登校をはじめとする子どもを取り巻く課題が多様化する中で、子どもをまん中に据え、学校園と保護者、市民が信頼関係を築きながら関わることは、本条例がめざす「社会総がかりの教育」と重なる考え方です。第4条及び第5条では、市の責務や保護者の役割を定め、対立ではなく連携・協働によって子どもの育ちを支える姿勢を示しています。</p> <p>また、本条例は、学力に限らず、人格や人とのつながりを通じた成長を重視しており、「学びあい」「つながりあい」という基本理念のもと、教師、保護者、市民が共通の価値観をもって子どもに関わることを意図しています。</p>

No.	ご意見	回答
4	<p>前回の案では、「市長」が前面に出ていて違和感があったが、「市」となったことは良かったと思う。</p> <p>5条「保護者に第一義的責任がある」とあるが、今の社会は経済格差やDVによるシングルマザーの問題も多く、市や社会全体で支援していくことが求められている。この文言は消してほしい。</p>	<p>第5条における保護者の役割については、教育基本法の考え方を踏まえつつ、家庭が子どもの育ちの基盤であることを示したもので、一方で、本条例は、保護者のみに責任を負わせるものではなく、第4条において、市が必要な支援を行う責務を明記するとともに、第6条から第8条において、市民や学校園を含めた連携・協働による「社会総がかり」の教育を基本として位置付けています。</p> <p>家庭を取り巻く社会的・経済的状況が多様化する中で、市が相談体制の整備や関係機関との連携を通じて支援を行うことを想定しており、家庭の状況に応じて社会全体で子どもの育ちを支えていきたいと考えています。</p>
5	<p>条例案第5条～第8条に示されている保護者・市民・学校園の連携・協働を実現するためには、コミュニティ・スクールの充実が欠かせないと考えています。特に学校園は「社会総がかりの教育の拠点」となることが求められており、従来の学校園の役割に加えてどのように「拠点」としての機能を備えていくか、保護者や地域の方と意見交換しながら思考錯誤しているところです。そこで少なくともコミュニティ・スクールが軌道に乗るまでは、地域学校協働活動推進員や地域ボランティアの配置等、予算面での継続的な支援をお願いしたいと思います。</p> <p>また第9条の第2項にあるように、子どもの意見を尊重し、施策に反映させていくことも重要であると考えています。「子ども未来フォーラム」等、市としてすでに子どもたちの意見を施策に反映させる取組みを進めていただいているが、学校園においてもさらに子どもたちが意見を表明し、主体的に学校生活を豊かにしていく取組みを工夫していく必要があると考えています。</p>	<p>本条例では、第5条から第8条において、保護者、市民及び学校園がそれぞれの役割を果たしながら連携・協働することにより、教育の振興を「社会総がかり」で進めていく考え方を示しています。学校園は教育活動の場にとどまらず、地域とつながりながら子どもの成長を支える拠点としての役割を担うことが期待されており、コミュニティ・スクールをはじめとする取組は、その具体化の一つとして位置付けています。</p> <p>こうした考え方のもと、本条例は、学校園・保護者・地域が対話を重ねながら、それぞれの地域の実情に応じた形で連携・協働を深めていくことを重視しています。また、第4条では、市が教育の振興に関する施策を総合的に調整し、必要な支援を行う責務を明らかにしており、連携・協働の取組が円滑に進むよう支えていく姿勢を示しています。今後は、この条例の理念を踏まえ、具体的な施策の中で、地域と学校園が協働する体制づくりを進めています。</p> <p>あわせて、第9条第2項では、子どもを教育の振興に関する施策の「主体的な当事者」と位置付け、その意見を尊重し、施策に適切に反映させていくことを明記し、子どもの意見を聴き取り、保護者や市民の意向とあわせて施策に生かしていくことで、教育への主体的な参画を促していくことを考えています。</p> <p>本条例は、市としての取組に加え、学校園においても、子どもが自らの意見を表明し、主体的に学校生活や学びをより豊かなものにしていくことを大切にする理念を示すものです。この理念を踏まえ、学校園、保護者、地域、市がそれぞれの立場から連携し、子どもの声を生かした教育環境づくりを進めています。</p>

No.	ご意見	回答
6	<p>○条例（案）に対する意見</p> <p>条例（案）の作成については、古川市長の提案で進められるようになり、制定の理由が明確でなく、教育の独立性、中立性からも疑問があります。しかしながら、制定に向け進んでいる中で、少しでも問題を残してほしくないという立場から意見を述べます。</p> <p>今回の条例（案）を新条例（案）、昨年度のを旧条例（案）とします。</p> <p>旧条例（案）と比較すると、より良い教育をすすめるために、市全体で連携、協働して取り組むことが明確になり、条例の目的がはっきりしました。</p> <p>また、強制的な印象を与える文末「～しなければならない」が「～するものとする」に書き換えられて表現が優しくなりました。</p> <p>○第2条（定義）</p> <p>第4条にいきなり（市の責務）とありますが、市の定義を説明しないと分かりにくいです。以下の文章を挿入したらどうでしょう。</p> <p>（5）市長、教育委員会、各執行機関をまとめて「市」という。</p> <p>○第3条（基本理念）</p> <p>新たに基本理念が挿入されたことは大事なことですが、この理念では、どんな「未来に輝く教育のまち」なのかが想像できません。これで連携、協働して取り組もうでは取り組む方向が一致しないでしょう。目標は教育振興計画の推進だが、取り組む側が一致できるよう端的に表す必要があるのではないかでしょう。</p> <p>○第4条（市の責務）</p> <p>「市」の中に、市長が含まれるようになりましたが、その影響力が危惧されます。市長は条例（案）の審議の中で、教育行政の独立性、中立性について見解を求められた際、「教育の中喪迄踏み込んだ条例を作ろうとは思っていません。」と答えられたが、市長の交代も今後ある場合を考えると懸念があります。以下の様に「教育の中立を守り」の文言を挿入したらどうでしょうか。</p> <p>第4条1項、市は、教育の中立を守り、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。</p> <p>○第5条（保護者の役割）</p> <p>親が子どもを育てる状況には深刻な問題が多く、社会の中で取り残され悲惨な事件も起きています。その中で親に教育の第一義的責任を負わせるのは連携・協働して教育に取り組む条例の主旨からして逸脱しているのではないかでしょうか。保護者の役割が果たせない今の状況が起こっているのは、その親を成長させられなかった社会や教育関係者の責任でもあります。社会、教育関係者、保護者が一緒になって今の子どもの育成に総がかりで取り組むために、第一義的責任を負わす文言は削除した方が良いと考えます。</p> <p>○第7条（学校園の役割）</p> <p>旧条例の「市が定める施策を学校園で共有するように努める」が削除されたことは、強制的な言葉が削除されて良いと思います。</p> <p>1項の学校園は社会で自立して生きる基礎を培う、2項の子どもの安全、安心な学びの保障の文言がとても輝いています。</p> <p>○第9条（意見情報の共有）</p> <p>2項は旧条例（案）とは違って子どもを「主体的な当事者」と位置づけられたことで、子どもの権利（意見表明）を尊重することを書き加えられたり「聴取」を削除したことは良かったです。</p> <p>「子どもの意見を尊重し、これを聴き取る」を、「子どもの意見を聴き、これを尊重する」に変更したらどうでしょうか。</p>	<p>本条例は、教育基本法やこども基本法をはじめとする関係法令の趣旨を踏まえ、本市における教育の振興を、市全体が主体となって、家庭・地域・学校園と連携・協働しながら進めていくための理念を明らかにするものです。</p> <p>第2条の定義については、本条例全体を通じて「市」を教育の振興に関する施策の主体として位置付けており、市長や教育委員会を含む執行機関が一体となって取り組む姿勢を示しています。こうした考え方のもと、市全体として責務を果たしていくことを明らかにしています。</p> <p>第3条の基本理念については、本市の教育大綱及び教育振興基本計画に掲げる「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を条例に昇華させ、その構成要素を明示することで、連携・協働して取り組む方向性を共有することを意図しています。具体的な目標や施策については、これらの計画との整合を図りながら進めていくことを前提としています。</p> <p>第4条においては、市が教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定・実施する責務を負うことを定めていますが、教育行政を市長部局や教育委員会のみに限定せず、市全体で取り組む姿勢を示すものであり、教育の専門性や自律性を尊重することを前提としています。本条例は、教育の内容に踏み込むものではなく、教育の振興を支える基本的な枠組みを示すものです。</p> <p>第5条の保護者の役割については、教育基本法の考え方を踏まえ、家庭が子どもの育ちの基盤であることを示したものです。一方で、本条例は、保護者のみに責任を帰するものではなく、第4条において市の支援責務を明確にするとともに、第6条から第8条において、市民や学校園を含めた連携・協働による「社会総がかりの教育」を基本として位置付け、家庭を取り巻く多様な状況を踏まえ、市が相談体制の整備等を通じて支援していきたいと考えています。</p> <p>第7条について、学校園が教育の専門性を生かしながら、地域と連携し、社会総がかりの教育の拠点として機能することを期待するものです。</p> <p>第9条第2項では、子どもを教育の振興に関する施策の「主体的な当事者」と位置付け、子どもの意見を尊重し、施策に適切に反映させていく考え方を明確にしています。子どもの意見を聴き取り、保護者や市民の意向とあわせて施策に生かすことで、教育への主体的な参画を促していきたいと考えています。</p>

No.	ご意見	回答
7	<p>1. 7ページ 第5条 「第一義的」の表現の削除を求めます。</p> <p>理由 ①教育基本法に規定されていると解説されていますので重複する必要はない。②「第一義的」という用語は高圧的で、「連携及び協働で推進する」条例にはそぐわないと思います。</p> <p>2. 子どもたちの幸せのために「社会総がかりで取り組む」ことに賛同します。</p> <p>家庭が子どもの健やかな育ちの基盤であるにもかかわらず、そうなり得ていない現状に胸を痛めています。</p> <p>貧困からくる時間的精神的ゆとりを持てない保護者に、寄り添い支援することが大切であると考えます。</p> <p>3. 未来に輝く教育のまちを目指し、地域住民の一員として自分にできることを積極的に協力する人々が増えることを期待します。</p> <p>ただし、教育に連携、協働することにより、現状でも多忙な学校（教員）の時間的・事務的負担が増えはしないかと案じています。</p> <p>極力学校現場の声を聴き取り、何をどう進めるかを検討していくことを望みます。</p>	<p>第5条における保護者の役割については、教育基本法の趣旨を踏まえ、家庭が子どもの育ちの基盤であることを示したものです。これは保護者のみに責任を負わせる趣旨ではなく、家庭を取り巻く社会的・経済的状況の多様化を踏まえ、市が相談体制の整備や関係機関との連携を通じて必要な支援を行うことを前提とし、保護者に過度な負担を求めるものではなく、市民や学校園、市がそれぞれの役割を果たしながら、支え合う関係性を重視するものです。</p> <p>地域住民が教育に主体的に関わり、未来に輝く教育のまちづくりに協力していくことは、本条例がめざす姿の一つです。一方で、連携・協働を進めるにあたっては、学校園が過度な負担を負うことのないよう配慮することが重要であると考えています。市が総合的な調整役を担い、学校現場の声を丁寧に聴き取りながら、教育の専門性や現場の実情を尊重した取組を進めていく考えです。</p>
8	<p>第5条の「保護者は教育、、、、、の第一義的責任を有する」は今様々な家庭がある中で社会の手を差しのべないと子ども達の教育を受ける権利も奪われる状況もあります。保護者だけではなく社会的支援が求められると思います。</p> <p>第6条の「市民は、、、、」登下校時の見守りなどはできるが、教育の施策の振興に関する協力を市民に求められても困る。</p> <p>第9条の「市は、、、、」について、なぜいじめや不登校性が増えてきているのか、子どもたちの意見をよく聞き、学校って楽しいと言えるような教育にして欲しい。先生をもっと増やし、古くなってきた学校の建て替えや改修など教育環境を整えるのが市の役割ではないでしょうか。</p>	<p>第5条における保護者の役割については、教育基本法の趣旨を踏まえ、家庭が子どもの育ちの基盤であることを示したものです。一方で、本条例は、保護者のみに教育の責任を負わせるものではなく、第4条において、市が必要な支援を行う責務を明らかにするとともに、家庭を取り巻く社会的・経済的状況の多様化を踏まえ、相談体制の整備や関係機関との連携を通じて、市が支援していくことを想定しています。本条例は、社会的支援を含め、子どもの育ちを社会全体で支える考え方を前提としています。</p> <p>第6条に定める市民の役割については、すべての市民に教育施策への積極的な関与を一律に求めるものではなく、教育への関心と理解を深め、それぞれの立場や可能な範囲で教育の振興に関わることを趣旨としています。登下校時の見守りや地域活動への参加など、これまでにも多様な関わり方がされてきており、無理のない形で教育を支える主体として市民を位置付けています。</p> <p>第9条では、市が教育の振興に関する施策について説明責任を果たすとともに、子どもを「主体的な当事者」として位置付け、その意見を尊重し、施策に適切に反映させていくことを明らかにしています。子どもの声を丁寧に聴き取り、教育施策に生かしていくことで、子どもが安心して学校生活を送り、学びに向き合える環境づくりにつなげていきたいと考えています。</p> <p>また、教育環境の充実や人的体制の整備については、第4条に基づき、市が教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定・実施する中で取り組んでいきます。</p>

No.	ご意見	回答
9	<p>第1条（目的）について</p> <p>なぜこの条例案が提案されたのかがわかりません。2025年2月に「第3期大阪狭山市教育振興基本計画」が策定されているので、それを進めていけばよいのではないかでしょうか。教育基本法では不当な支配を禁じ、第3章16条③④に書かれているように、地方公共団体は、実情に応じた施策を策定し実施、財政上の措置を講じるとしています。「逐条解説」では、「この条例は、子どもを真ん中に据えた教育の振興を、家庭・地域・学校園と市が協働する仕組みとして制度化し、教育のまちづくりを社会総がかりで推進することを目的としています。」とありますが、住民に制度として義務を課し、権利を制限する「条例」、違反には場合によっては罰則があるような「条例」は、教育問題に関しては全くなじまないと思います。</p> <p>第4条（市の責務）について</p> <p>前年提出された条例案では、「市長の責務」が強調されていた感がありましたが、今回は「逐条解説」では「市」を主体とした規定として「市長や教育委員会のみならず、他の執行機関も教育の振興に関する施策を策定・実施する主体となり、市全体で取り組む姿勢を示している」とあります。</p> <p>「市」とは？ 戦争中の軍国主義教育の反省からも教育の政治的中立は確保されており、「地方教育行政法」では、教育長が教育行政の第1義的な責任者であるとされています。漠然と「市」では「市長の責務」が教育を推進していく中でどう影響していくのか分かりにくいでから、第1義的責任者たる教育長・教育委員会の責務や、教育行政の独立性、中立性についてはハッキリと分かりやすく書き入れてほしいです。</p> <p>第5条（保護者の役割）について</p> <p>時代とともに、様々な家庭形態、子ども達を取り巻く環境の変化が生まれ、解決困難な教育に関わる問題が増えて、保護者・学校園・地域の、話し合いを基にした密な連携が切に求められています。保護者は、「教育の第1義的責任を有する者として」と規定されており、「逐条解説」では「教育基本法第10条第1項での規定を踏まえて」とされていますが、続く同2項では「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じるよう努めなければならない。」とあります。困難な状況を抱える保護者が増える中、ことさらに「条例」で保護者の責務を強調するのは、この条例の主旨である連携・協働にも矛盾していると思われますので、「第1義的」という言葉は無い方が良いのではないかでしょうか。</p> <p>第9条（意見情報の共有）について</p> <p>「子どもの最善の利益を実現するために、子どもの意見を尊重し、これを聴き取るとともに」という文言が入れられているのは大変良い事だと思います。当事者の思いを聴く事の大切さに加え、子ども達自身が今自分が置かれている状況について考え、意見を持ち、主体的に良い方向に変えていく力をつける為にも必要な事だと思います。</p>	<p>本条例は、「第3期大阪狭山市教育振興基本計画」や教育大綱に示された取組を具体に進めていくにあたり、その根底となる基本理念や考え方を明らかにし、家庭・地域・学校園・市が共通認識のもとで連携・協働して教育の振興に取り組むための枠組みを示すことを目的としています。また、子どもを真ん中に据えた教育の振興を、社会総がかりで推進するための考え方を制度として位置付けるものであり、住民に新たな義務を課したり、権利を制限したりするものではありません。罰則等を伴う規制型の条例とは異なり、理念を共有し、取組を支えるための基本的な枠組みを示すことに主眼を置いています。</p> <p>第4条における「市」の責務については、教育行政の独立性や専門性を前提とした上で、市長部局や教育委員会を含む市全体が、それぞれの役割を担いながら教育の振興に関わる姿勢を示すものです。「市」を主体として、特定の執行機関に限定せず、関係部局が連携して教育を支えていく体制を明らかにしています。本条例は、教育の内容に踏み込むものではなく、地方教育行政法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）に基づく教育委員会の役割や、教育行政の独立性・中立性を前提とした枠組みの中で、教育の振興を支える考え方を示すものです。</p> <p>第5条の保護者の役割については、教育基本法の規定を踏まえ、家庭が子どもの育ちの基盤であることを示したものです。一方で、家庭を取り巻く社会的・経済的状況が多様化する中で、市が家庭教育の相談体制の整備や関係機関との連携を通じて支援を行うことも想定しており、保護者のみに責任を帰する趣旨ではありません。本条例は、困難な状況にある家庭を含め、保護者、学校園、地域、市が支え合いながら、子どもの育ちを社会全体で支えていくことを基本としています。</p> <p>第9条においては、子どもを教育の振興に関する施策の「主体的な当事者」と位置付け、その意見を尊重し、施策に適切に反映させていく考え方を明記しています。子どもの意見を聴き取ることは、単に意向を把握するためだけでなく、子ども自身が自らの状況を考え、主体的に良い方向をめざす力を育むことにつながるものと考えています。</p>
10	<p>この条例（案）全般について。</p> <p>今、子どもを取り巻く環境は、非常に厳しい状況にあります。子ども7人に1人は、貧困と言われています。</p> <p>なかでも、小中学校の不登校対策や中学校での部活のあり方などに不安や疑問を抱えている、保護者の皆さんが沢山おられます。</p> <p>こうした課題に、真摯に向き合い「楽しい学校」「ゆきたくなる学校」を教育行政の基本にして、少子化だからこそ対応できる魅力ある施策が求められています。</p> <p>そのために、必要なのは教職員を増やし、子どもを点数評価するのではなく、「それぞれの個性の豊かな成長」を援助・支援するゆとりのある教育が大切だと思います。従って、今回の条例（案）は必要ないと考えています。</p>	<p>子どもを取り巻く環境が厳しさを増し、不登校や部活動の在り方などに不安を抱く保護者が多い現状については、本市としても重要な課題であると認識しています。子ども一人ひとりの個性や成長を大切にし、「楽しい学校」「行きたくなる学校」をめざすというご意見は、本条例が掲げる考え方とも重なるものです。</p> <p>本条例は、教職員配置や具体的な対策を直接定めるものではありませんが、こうした課題に向き合うにあたり、家庭・地域・学校園・市が共通の理念を持ち、連携・協働して教育の振興に取り組むための基本的な枠組みを示すものであり、少子化の時代だからこそ、一人ひとりの子どもに丁寧に向き合う教育を進めるための土台となるものです。</p>

No.	ご意見	回答
11	<p>大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例（案）についてのパブリックコメント</p> <p>前提として、基本的には、民主的な地方自治の条例には、①立法事実としての目的や理念、その基本的な枠組みとなる法理念等、②それを具現化するための要となる重点施策、その施策等が実現しようとする子どもを含む市民等の権利や福祉課題、③それら条例運営や実況状況を検証するための市民参加の仕組み、少なくともこれら3つが必要不可欠と考えられます。</p> <p>そういう意味では、この条例案は、何故このような条例を制定する必要があるのか、その立法事実がまったく読み取れないものとなっています。立法事実が不明なまま、子どもの権利条約の定める、子どもの意見表明と参加の権利、最善の利益の原則、さらに教育への権利や教育の目的とは、ほとんど乖離した内容となっていると言えます。</p> <p>結局のところ、市長の行政権からの分離独立原則に立つ教育委員会制度の形骸化、空洞化を促進するものになるのではないかという懸念が抱かれるものとなっています。このような、何をするのかの目的や理念も不明で、施策の重点内容も定めないまま、いたずらに保護者や市民の役割を一方的に規定するだけで、条例検証の仕組みも定めないような条例は、作るべきではないと考えます。</p> <p>そもそも、中心とすべき「子ども」の定義についても、「子どもの権利」についても、ほとんど触れられず、明確にしようとしている姿勢が顕著です。</p> <p>条例案では、子どもは、「18歳未満の者をいう。」とだけ規定されていますが、「こども基本法」における「こども」の年齢は、18歳や20歳で区切らず、「心身の発達の過程にある者」と定義され、年齢にかかわらず必要な支援が途切れないよう、おおむね18歳から30歳代までも対象とする広い概念となっています。条例案では、一言も登場しない「子どもの権利」については、明確に規定すべきです。こども基本法では、子どもを単なる「保護の対象」としてではなく、「自らの権利を持つ存在」として捉え、社会全体でその成長を支援することを明確にしています。「子どもの権利」について、こども基本法に基づき強調すべきだと思います。条例をつくるのであれば、そこを抜きにしてはありえないと思います。また、実効性から考えると、単なる理念条例ではなく、子どもの人権救済制度も加える必要があるのではないかと思います。いずれにせよ、まだ、十分な検討がなされているとは思いません。近隣の富田林市でも、子どもの権利条例制定の準備を進められていると伺っています。じっくりと腰を据えて検討をすべきではないでしょうか。</p>	<p>本条例は、個別の重点施策を列挙して規定することを目的とするものではなく、教育の振興を進めるにあたり、家庭・地域・学校園・市が共通して持るべき基本理念と、連携・協働の枠組みを明らかにする「理念・枠組み」を示すものとして整理しています。人口減少や少子高齢化、価値観の多様化等により子どもを取り巻く社会環境が複雑化していることを背景に、市だけでなく保護者・市民・学校園が一体となって取り組む必要性を示し、子どもを真ん中に据えた教育の振興を「社会総がかり」で推進することを目的としています。子どもの権利に関しては、本条例は、こども基本法の理念を踏まえ、子どもを施策の「対象」ではなく「主体的な当事者」として位置付け、意見表明権を尊重し、子どもの最善の利益の実現に向けて意見を聴き取り、施策に適切に反映させる考え方を明記しています。</p> <p>「子ども」の定義については、第2条において18歳未満としつつ、児童の権利に関する条約や児童福祉法等との整合を踏まえた定義であること、さらに18歳に達した後も高校生等について柔軟に対象とする考え方とし、支援が途切れないようにする観点についても、この考え方を踏まえ、施策運用の中で適切に対応していくことが重要だと受け止めています。</p> <p>教育委員会制度との関係については、本条例は教育の内容に踏み込むものではなく、教育行政の独立性・専門性を前提に、教育の振興を「市全体」で支える姿勢と調整の枠組みを示すものです。第4条を「市」を主体とすることで、市長や教育委員会のみならず他の執行機関も含め、市全体で施策を策定・実施する姿勢を示しており、同条第4項で、教育が多分野に関連することから市が総合的な調整役を担うことを明記し、縦割りにとどめず連動する体制を構築していくこととしています。</p> <p>また、条例運用の状況把握や市民参加の観点についても、本条例は同条第2項で、市民の意見を施策に反映させる努力義務を置いており、パブリックコメントや子ども・保護者を対象としたアンケート調査等により意見を聴取し、施策に反映して理解と協力を得られるよう努めていきたいと考えています。</p>

No.	ご意見	回答
12	<p>新しい条例（案）は、教育基本法第13条の「相互の連携と協力」を「連携と協働」というキーワードでまとめています。一つ気になるのは、保護者の責務（第5条）と市民の責務（第6条）と学校園の役割（第7条）の関係が並列で対等な関係になっていることです。</p> <p>教育基本法では「第2章 教育の実施に関する基本」で、「第5条 義務教育」と「第6条 学校教育」をあげ、学校教育法において教育の目的を定めています。そして、「第9条 教員」において「法律に定める学校の教員・・・その職責の遂行に努めなければならない」としています。よって、本条例（案）の第1義的目的は、学校教育（義務教育）の目的を達成するための「連携と協働」を謳うものでなければなりません。</p> <p>確かに「第3条 生涯学習の理念」では、豊かな人生を送るために学ぶ機会の施策の重要性が述べられています。それは学校教育（義務教育）の目的達成に続く人生の長い社会生活の中で考えるべきものでしょう。社会教育一般としての生涯学習における「連携と協働」とは区別する必要があります。そうすることで、教育基本法の主意からして本条例（案）の社会教育における「連携と協働」の重要性がより明確になると思われます。</p> <p>よって、以下の条文の追加修正をお願いします。</p> <p>○条例（案）の追加修正</p> <p>① 内容</p> <p>「（学校園の役割）第7条第1項」の追加修正 * [] 内は追加修正の部分</p> <p>「学校園は、[確かな学力の定着と学びの深化、豊かな心と健やかな体の育成にむけて、]一人ひとりの子どもの成長が・・・・務めるものとする。」</p> <p>② 理由</p> <p>各構成者の責務、役割についての条文では、「誰が」「何を」「どのように」「どうするか」が含まれるが、第7条に限っては「何を」が欠落している。</p> <p>『第3期 大阪狭山市教育振興基本計画』によれば、「(2)国・府の動向①②」(p.2、p.3)を受けて、本市の計画部分(p.28)</p> <p>「第3期大阪狭山市教育振興基本計画の体系」にあるように、学校教育の中心部分である1の(2)(3)の項目を[]にまとめた表現で「何を」の内容として追加修正して条文を完成させることにした。この条例（案）の学校園・市民・保護者の「連携と協働」は、第7条の学校教育の充実のために行うわけだから、第7条第1項で学校園が「何を」するのかを明確にしておく必要があります。この第7条への追加修正により、学校園、保護者、市民の「連携と協働」の関係が明確になると考えました。</p>	<p>本条例は、教育基本法第13条に示される「相互の連携と協力」の考え方を踏まえつつ、本市における教育の振興を、家庭・地域・学校園・市がそれぞれの役割を果たしながら進めていくための基本的な枠組みを示すものです。教育の振興は市だけで完結するものではなく、関係する多様な主体が連携・協働することで初めて十分な成果が期待できると考えています。</p> <p>第7条における学校園の役割については、学校教育が義務教育を含む教育の中核を担うものであることを前提に、一人ひとりの子どもが成長や発達の過程に応じて主体的に学び、将来社会において自立的に生きるための基礎を培うことができる環境づくりに努めることとしています。</p> <p>また、本条例は、生涯学習としての社会教育と学校教育を混同するものではなく、第3条の基本理念において、生涯にわたる学びと学校教育の双方を、子どもを含む人づくりの連続性の中で位置付けています。そのうえで、第5条から第8条において、保護者、市民、学校園が対等な立場で責務や役割を分かち合うことを定めているのは、学校教育の目的を損なうものではなく、学校教育を支える基盤として、それが補完し合う関係性を明確にする趣旨によるものです。</p> <p>本条例における「連携と協働」は、学校園が担う教育の専門性や中心的役割を前提としつつ、家庭や地域、市がそれぞれの立場から関わることで、学校教育の充実と子どもの成長を社会全体で支えていくことをめざすものとしています。</p>
13	<p>条例で保護者の役割を規定するのには反対です。</p> <p>逐条解説で4条第一項で市長を削除して下さい。</p>	<p>本条例は、市だけでなく、保護者、市民、学校園がそれぞれの立場で子どもの育ちを支え合い、社会総がかりで教育の振興に取り組むための基本的な考え方と枠組みを示すものです。第5条における保護者の役割は、家庭が子どもの健やかな育ちの基盤であることを踏まえ、保護者を社会総がかりの取組の担い手の一つとして位置付ける趣旨で定めています。あわせて、第4条第3項では、市が保護者等がそれぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行うことを市の責務として明記しており、家庭だけに負担を求めるものではなく、支え合いの関係の中で子どもの成長を支えていく考えです。</p> <p>また、第4条第1項に関する逐条解説については、本条例では「市」を主体とした規定とすることで、市長や教育委員会に限らず、他の執行機関も含め、市全体で教育の振興に関する施策を策定・実施する姿勢を示すものとしています。</p>

No.	ご意見	回答
14	<p>「大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例」に対するパブリックコメント</p> <p>(基本理念)が示めされていますが内容が具体的にわかりにくくばくぜんとしているように思います。子どもの教育や育ちについては教育基本法や子どもの権利条約に基づて子どもたちの教育環境や子どもの人権や自主性が大切にして育つ環境を保障することだと思います。市としては学校や園の教育環境を保障し教師の自主性や子どもたちとしっかり向き合える労働環境を保障し家庭での子育てを保障するための子育て支援策をすすめることではないでしょうか。市民としては子どもたちの育ちを見守り学校や園へのかかわりを持ちながら子どもたちが自主性を大切にされ安心して学校生活や家庭生活が送れるよう地域や行政に働きかけていくことが大切だと思っています。</p> <p>条例は具体的なことが理解できず、制定しようとされる理由が伝わりません。</p>	<p>本条例は、教育基本法やこども基本法、子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、子どもの人権や主体性を尊重し、安心して学び育つことができる環境を社会全体で支えていくための共通の考え方を示すものです。</p> <p>第3条では、「学びあい」、「つながりあい」、「未来に輝く人づくり」を基本理念として掲げ、子ども一人ひとりの人格や個性を大切にしながら成長を支える教育の在り方を明らかにしています。これは、本市の教育大綱や教育振興基本計画に示してきた方向性を、条例として市全体で共有することを意図したものです。</p> <p>市は、第4条に基づき、教育環境の整備や家庭・学校園・地域への支援を行い、市民は第6条に基づき、それぞれの立場や可能な範囲で子どもの育ちを支える役割を担います。本条例は、具体的な施策を定めるものではありませんが、学校・家庭・地域・市が共通の理念のもとで連携・協働するための基盤となるものです。基本理念を踏まえ、具体的な施策を通じて、子どもが安心して学び育つ環境づくりを進めていきます。</p>
15	<p>現在は少子化・核家族化してきて家庭をとりまく環境も変化している中で、子どもをひとりにしておけない時代です。</p> <p>子どもは学校や、地域の人達に見守られて成長していきます。</p> <p>パブリックコメントよりも、開かれた議論をお願いします。</p>	<p>少子化や核家族化の進行などにより、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子どもを社会全体で見守り、育んでいくことの重要性は、これまで以上に高まっているものと認識しています。</p> <p>本条例においては、学校を中心としつつ、家庭や地域をはじめとする多様な主体が、それぞれの役割を果たしながら、子どもの成長を支えていくという考え方を「連携と協働」として整理しています。</p> <p>また、市としては、こうした考え方を踏まえ、さまざまな場面において対話や意見交換を重ねながら、子どもを取り巻く環境の充実に取り組んでいくことが重要であると考えています。今後も、子どもを中心に据えた取組が、より多くの市民の理解と共感を得られるよう努めていきます。</p>

16	<p>本条例は子どもたちが「未来に輝く」ための「本市の教育のあり方」を示す教育条例というよりむしろ「まちづくり条例」である。行政として、よりよいまちづくりを進めることは必要であることに異論はないが、行政が教育のことに必要以上に口出しをすることに違和感を持たざるを得ない。</p> <p>子どもたちをとりまく環境は様々な要因で、一層厳しい状況になっている。本市に求められているのは子どもたちが健やかに成長できる環境を整えること。それを教育委員会が中心となって施策立案するべきではないか。行政はあくまでも必要な条件整備をし、学校で働く教職員が生きいきと専門性を生かし持っている力を子どもたちに対して発揮できるよう、また、学校園で活動している子どもたちが安全な環境のもと安心して成長でき、人格形成ができるように必要な支援することを基本とするべきだと考える。</p> <p>2024年に提案された条例案についてのパブリックコメントでも伝えた通り、私は、今提案されているような条例を本市が持つ必要はないと考える。</p> <p>理由としては「教育振興基本計画」が策定されたばかりであること。そしてそれは「市民共通の目標」として「大阪狭山市のまちづくりの姿勢と教育がめざす方向性」を示すものとされている。そこには「子育て家庭を社会全体で支え、・・・切れ目のない支援を充実させ」「家庭・地域、関係機関の連携を進め、子どもの健やかな成長を支援」し地域社会で相互に連携・協働して教育委員会や行政をはじめ社会全体で取り組むべきことであることが示されているからです。</p> <p>しかし、条例が制定されるのであれば、次のような意見を述べて、私が懸念する点を伝えたい。教職員や保護者に必要以上に責任を負わせるようなものにならないよう願うからです。</p> <p>① 第5条について</p> <p>本条例案第5条（保護者の役割）は必要ない。</p> <p>教育基本法第16条には「教育は、不当な支配に服すことなく、…公正かつ適正に行われなければならない」とある。昨年提案された「教育のまち条例案」について市民から「不当な支配に服すことなく、…公正に」との文言を入れるべきだと提案があった。その際、市は教育基本法第16条を挙げて、「教育基本法に書かれているのだから、不当な支配に服すことなく、校正かつ適正に行うことは当然のことであるので、特にこの条例では書かない」との見解をしめされた。一方（保護者の役割）については、教育基本法第10条「…保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの…」とあるにもかかわらず、この条例にも同様に保護者の役割としての文言が書かれている。上位の法である教育基本法が前提であることが理由なら、本条例案第5条（保護者の役割）は必要ない。</p> <p>言い換えれば（保護者の役割）を条項としてあげるなら「不当な支配に服すことなく、公正かつ適正に」に教育施策を進めていく旨を書く必要もあるのではないか。</p> <p>市の説明に矛盾が生じている。二重の基準で条例が策定されているような印象を持つ。</p> <p>逐条解説では第5条（保護者の役割）について次のように述べられている。</p> <p>「教育基本法（平成18年法律第120号）第10条第1項において『父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する』と規定されており、この条例もこれを踏まえて規定しています。」</p> <p>どうしてもこの保護者の役割を本条例の条項として挙げる必要があるのなら「子どもの教育の責任を一方的に課すものではなく、日常的な子育てや生活を通じて、生きる力を育むよう努めることを期待する。」のような文言でよいのではないか。</p> <p>② 第1条（目的）として「教育の振興に関し、市民、学校園及び市が一体となり、連携、協働による社会全体で取り組むことについて、その基本理念を定めることにより未来に輝く教育のまちづくりを推進すること」とする。「保護者」を削除する必要がある点と「社会総がかり」を「社会全体」の言葉に変えることを提案する。</p> <p>③ 第6条及び第8条について</p> <p>*第6条（市民の役割）として「家庭が子どもの健やかな育ちの基盤</p>	<p>本条例は、「まちづくり」を目的として教育の内容に行政が関与するものではなく、教育基本法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律の枠組みを前提として、教育委員会が中心となって進める教育施策を、家庭・地域・市がそれぞれの立場から支え、連携・協働していくための基本理念と考え方を明らかにするものです。逐条解説においても、教育の振興は教育委員会のみならず、市全体で支えるべき課題である一方、教育の専門性や自律性を尊重することを前提としていることを示しています。</p> <p>第3期教育振興基本計画が令和7年度から実行したばかりである点については、本条例はその計画に取って代わるものではなく、計画を着実に推進していくための理念的な基盤として位置付けています。計画が示す具体的な施策や数値目標に対し、本条例は「なぜ連携・協働が必要なのか」、「子どもをまん中に据えた教育とは何か」という共通認識を、市民を含めて共有することを目的としています。</p> <p>第5条の保護者の役割については、教育基本法の規定を踏まえ、家庭が子どもの育ちの基盤であることを示したのですが、子どもの教育の責任を一方的に保護者に課すものではなく、日常的な子育てや生活を通じて「生きる力」を育むことを期待する趣旨であることを明らかにしています。あわせて、第4条第3項では、市が保護者、市民、学校園がそれぞれの役割を果たせるよう必要な支援を行う責務を明記しており、保護者にのみ重い責任を負わせる構成とはしていません。</p> <p>第6条及び第8条における市民の役割や連携・協働についても、教育の専門性を学校園が担うことを前提に、地域や市民が可能な範</p>
----	--	--

No.	ご意見	回答
	<p>ではあるが、子どもの発達の過程に応じて生きる力を育むことができるよう」「市は子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとする」などの市の姿勢を示す文言が含まれる必要があると考える。</p> <p>*第8条（連携及び協働）について</p> <p>条例としては、シンプルな表現で良いと思うが、「保護者、市民及び学校園は、・・・相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする」に加えて、この条項に、私が第6条について提案した文言を加えても良いと考える。</p> <p>保護者の役割よりむしろ、市の責務として「子の教育にあたる保護者への支援」を書いておくべきではないか。保護者も市民に属しているのだから、「連携、協力」することでその役割を果たすことができると考えられるのではないか。</p> <p>④ 第9条（意見情報の共有）</p> <p>2項を条項に挙げていることは良いと考える。加えて私が③で提案している文言をこの第9条の第3項として加えても良いと考える。</p> <p>⑤ 私は提案③で市の責務として「子の教育にあたる保護者への支援」との文言の付け加えを挙げたが、第4条（市の責務）3項に「市は・・・それぞの役割を果たすことができるよう、必要な支援に努めるものとする」と確かに書かれている。そして、その逐条解説で市の支援として「具体的には、保護者については家庭教育の相談体制の整備、市民については地域活動への助成や地域コーディネーターの配置、学校園についてはスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの人的配置などが想定され、これらを通じて条例の実効性を高めます」となっている。市の支援を挙げてはいるが、第5条（保護者の役割）では「保護者は、家庭が子どもの健やかな育ちの基盤であることから、教育の第一義的責任を有する者」と書かれ、保護者に強い責務を課しているように感じられる。再考を願いたい。</p> <p>⑥ 第3条（基本理念）の内容を充実してほしい。</p> <p>（基本理念）が書き加えられたが、内容は「1項、生涯にわたり、かかわりあい、学びあう」「2項、つながりの力を大切に支える」「3項、つながりを深めて・・・輝くまちづくり・教育をめざす」という中味となっている。</p> <p>基本理念には、「未来に輝くこんな子どもを育てよう」と、そのために「連携、協働して取り組もう」と（目的）新条例第1条に掲げているのではないか。</p> <p>教育振興計画には書かれているがどのような教育をめざすのかがこの条例では端的に書かれていない。条例にはそれがすっぽり抜けていて、何を目標に「連携し協働する」のか見てこない。</p>	<p>団で関わり、学校教育を支える関係性を示すものです。これまでも登下校時の見守りや地域活動への参加など、多様で無理のない関わり方がされてきており、過度な責務を課す趣旨ではありません。</p> <p>第9条では、子どもを教育施策の「主体的な当事者」と位置付け、意見表明権を尊重し、施策に反映していく考え方を明記しています。これは、子どもの権利条約やこども基本法の趣旨を踏まえ、子どもが単なる保護の対象ではなく、自ら考え、意見を持ち、成長していく存在であることを条例上明らかにするものです。</p> <p>第3条の基本理念については、本市の教育大綱及び教育振興基本計画に一貫して掲げてきた「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を条例に昇華させたものであり、具体的な教育内容を列挙するのではなく、学校教育・社会教育を通じてめざす人づくりの方向性を示しています。どのような教育を実現していくかについては、これらの理念を踏まえ、教育振興基本計画に基づく具体的な施策の中で示していくこととしています。</p> <p>本条例は、教育委員会制度や教育の中立性を前提としながら、子ども一人ひとりが安全で安心な環境のもと、教職員の専門性が十分に発揮され、健やかに成長できる教育を社会全体で支えるための共通の土台を示すものです。条例の趣旨がより正確に伝わるよう、今後の施策の検討や運用に取り組んでいきます。</p>

No.	ご意見	回答
17	<p>何条の何かについてではありませんが、より具体的なご意見を送らせていただきます。</p> <p>未来に輝く教育のまちということで、以下の項目を希望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の小学4年生以下の部活動廃止にあたり、中学生に上がった際の機会の平等化を図るため、①中学校への外部講師の派遣(専門的な方)、もしくは、②習い事の塾代助成の開始を求める。 ・また、別の視点として、教育の機会の均等を図るため、大阪狭山市独自の市の無料塾の開設を求める。 <p>※上記②については、既に大阪府の中でも、大阪市や泉佐野市(一部)で実施しております。</p> <p>※上記の無料塾については、既に大阪府の中でも、和泉市で実施しております。</p> <p>子どもたちの学ぶ機会を増やすことと、学ぶ場所を出来る限り均等に平等に提供出来ることを望みます。</p> <p>可能であれば、私もこのような話し合いの場に参加させていただけますと幸いです。</p> <p>条例からは少しそれてしまっておりますが、市が目指す未来に輝く教育のまちという考えには賛成です。</p> <p>子どもたちが学びたい市、親世代が生涯住み続けたいまちになることを切望します。</p> <p>宜しくお願ひ致します。</p>	<p>部活動の在り方や、外部講師の活用、学習機会の確保、学習支援の取組については、いずれも子どもたちの学びの幅を広げ、成長を支えるうえで重要な視点であると受け止めています。特に、家庭の状況に左右されることなく、子どもが学ぶ機会を得られるようにするという考え方は、本条例がめざす「子どもを真ん中に据えた教育の振興」とも重なるものです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、本条例の理念を踏まえて施策を検討・実施していく過程において参考とさせていただきます。</p>